

令和7年度こころの健康づくり対策事業公募要綱

(1) 事業の趣旨

自然災害、犯罪などの被害により生ずる PTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待など思春期にある児童に関連する問題及び自然災害、犯罪被害、事故や感染症等に起因した心のケアなどの精神保健医療福祉活動を充実していくため、保健・医療・福祉・教育などに従事している者（従事する予定の者を含む。以下同じ。）に対し、養成研修を実施することが重要である。

そのため、研修を実施する団体に対して財政上の支援を行うことにより、こころの健康づくり対策に携わる専門性の高い人材の資質の向上を図るものである。

(2) 実施主体

公募により採択された団体とする。また、次の（3）アの①、②及び③の研修を実施する団体の採択数は、それぞれ1団体とする。

なお、同一団体が（3）アの①から③のうち複数の研修に応募することは差し支えない。

(3) 補助対象事業の内容

ア 次の①から③のいずれかを実施すること。なお、いずれの研修も、研修内容を踏まえて、効果的な実施形態（集合形式、オンライン形式、集合形式・オンライン形式併用等）を検討の上実施すること。

①PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修

(a) 研修内容

災害被災者や犯罪・事故被害者が抱える PTSD に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材の養成研修（別紙1参照）

(b) 受講対象者

主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等

(c) 研修期間、規模の目安

別紙1参照

②児童・思春期精神保健研修

(a) 研修内容

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待など思春期にある児童の問題に対して、適切な心のケア等を行うことのできる人材の養成研修（別紙2参照）

(b) 受講対象者

主に児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

(c) 研修期間、規模の目安

別紙2参照

③心のケア相談研修

(a) 研修内容

自然災害、犯罪被害、事故、感染症の流行や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材の養成研修（別紙3参照）

(b) 受講対象者

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

(c) 研修期間、規模の目安

別紙3参照

イ 実施期間

令和7年4月1日、予算成立日又は採択の決定日のいずれか遅い日から開始し、当該年度内に完了すること。

(4) 補助経費等

ア 経費の補助については、別に定める「こころの健康づくり対策事業費補助金交付要綱」に基づいて行われるものである。

イ 補助金額

①PTSD 対策専門研修 7,709 千円以内

②児童・思春期精神保健研修 6,235 千円以内

③心のケア相談研修 3,133 千円以内

(5) 留意事項

事業内容及び補助対象経費については、次の点に留意すること。

ア 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

イ 事業内容に即した所要額見積もりであること。

ウ 全国規模での研修を実施すること。

エ 精神医療等の先駆者・指導的立場に当たる人材を講師とすること。

オ 当該事業については、専門家による専門的なケアが重要であることから、有識者からなる研修企画委員会を設置し、有識者の意見を取り入れることにより、効果的な研修とすること。

また、実施した研修に関する評価を行い、研修の質の向上に努めること。

カ 本事業研修修了者の名簿を作成し、各都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区や関連する機関等へ配布すること。配布に当たっては、地域での精神保健医療福祉の取組において有効に活用されるよう努めること。

なお、名簿の作成に当たっては、個人情報利用目的を受講者に説明し、利用について書面で同意を得ること。

キ オンライン形式で実施する場合は、受講者の習熟度が落ちないような工夫や対策を盛り込むこと。

ク 本事業は、令和7年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、令和7年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定とな

り、予算の成立等をもって選定とすることとする。

(6) 応募方法

ア 提出書類

- ・事業計画書（様式1）
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・事業実施スケジュール表（様式5）
- ・事業実施体制（様式6）
- ・収支予算（見込）書抄本
- ・個人情報の取扱指針、個人情報保護体制の分かる書類

イ 提出期限

令和7年2月26日（水）17:00まで（必着）

上記期限までに、郵便又は電子メールにより下記提出先へ提出すること。

ウ 提出先

＜郵便送付先＞

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

＜電子メール送信先＞

E-mail: kokoro-kenko@mhlw.go.jp

(7) 採択方法

応募のあった事業については、評価委員会において審査を行い、必要に応じ、その内容に関するヒアリングを行った上で、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

(8) 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「厚生労働省」という。）に提出すること。

(9) 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

(10) 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

＜本事業に関する照会先＞

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課心の健康支援室

TEL 03-5253-1111 (内 3069)

FAX 03-3593-2008

PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修

○通常コース

- ①目的：災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させることを目的とする。
- ②期間：1日間×2回
- ※ 上記は集合形式の場合の一例であり、オンライン形式等により集合形式と同等以上の規模で実施でき、かつ同等以上の効果が見込まれる場合は、日数や回数の変更可。専門コース及び犯罪・性犯罪被害者コースについても同様。
- ③対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等
- ④規模：90名以上
- ⑤内容：（具体的に例示した項目については全て網羅することとする。）
- トラウマの概念
 - トラウマに起因する精神疾患・状態像の診断・症状評価
 - ・ PTSD（心的外傷後ストレス障害）
 - ・ ASD（急性ストレス障害） 等
 - 子どものトラウマ
 - 初期介入（サイコロジカル・ファーストエイド〈PFA〉）
 - 治療 等

○専門コース

- ①目的：精神保健福祉センター、病院、保健所等において、PTSDに関する専門家が必要とされていることを踏まえ、精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成することを目的とする。
- ②期間：2日間×2回
- ③対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等
- ④規模：60名以上
- ⑤内容：（具体的に例示した項目については全て網羅することとする。）

- PTSD の診断
- PTSD の薬物療法・心理療法
- ソーシャルワーク
- グループワークを通じた実践的な対応スキルの習得 等

○犯罪・性犯罪被害者コース

- ①目的：犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得することを目的とする。
- ②期間：2 日間×1 回
- ③対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等
- ④規模：60 名以上
- ⑤内容：（具体的に例示した項目については全て網羅することとする。）
 - 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の被害による中長期的影響
 - 犯罪・性犯罪被害者支援機関との連携
 - 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の精神的被害の回復に資する医療・心理的介入技法
 - 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の社会生活障害と支援
 - 犯罪・性犯罪被害者のメンタルヘルスと PTSD 治療による介入
 - 犯罪・性犯罪被害者家族の心理とケア・治療等
 - 多様な性への対応
 - 司法制度や支援の過程で考えられる司法対応

児童・思春期精神保健研修

目的：ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、児童思春期精神保健医療福祉業務の従事者にとって必須の知識の全体像を系統のかつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成することを目的とする。

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修

①期間：2日間×2回

※ 上記は集合形式の場合の一例であり、オンライン形式等により集合形式と同等以上の規模で実施でき、かつ同等以上の効果が見込まれる場合は、日数や回数の変更可。児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修（応用コース）及びひきこもり対策研修についても同様。

②対象：児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する又はその希望のある医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

③規模：100名以上

④内容：児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する者の専門教育として、習得すべき基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修（応用コース）

①期間：2日間×2回

②対象：医療従事者専門研修を修了した者若しくは修了者と同等の知識・経験を有する者（行政関係者等を含む。）

※ケース検討に症例の提供が可能な受講者を優先的に受講対象とする。

③規模：30名以上

④内容：思春期精神保健対策の高度な対応能力の習得を目的として、応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

①期間：2日間×2回

②対象：精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等においてひきこもり支援に当たる従事者

③規模：100名以上

④内容：ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」にて作成）についての全般的研修を行う。

心のケア相談研修

目的：自然災害、犯罪被害、事故、感染症の流行や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成することを目的とする。

①**期間：**1 日間×2 回

※ 上記は集合形式の場合の一例であり、オンライン形式等により集合形式と同等以上の規模で実施でき、かつ同等以上の効果が見込まれる場合は、日数や回数の変更可。

②**対象：**精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等

③**規模：**100 名以上

④**内容：**心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようになることを念頭においた研修を行う。

⑤**その他：**実施に当たっては、受講者同士の地域における組織を超えた連携や多職種同士のネットワークの構築等をできるように留意すること。